

平成 30 年 5 月 28 日(月)

【問合せ】

総務部総合戦略室総合政策課総合政策係

電話 0126-62-3137

美唄市と日本郵便株式会社美唄市内郵便局との 地方創生に関する包括連携協定調印式について

次のとおり美唄市と日本郵便株式会社美唄市内郵便局との地方創生に関する包括連携協定調印式を開催しますので、お知らせします。

1 とき

平成 30 年 5 月 30 日(水) 午前 11 時 00 分

2 ところ

美唄市役所 2 階 市長会議室

3 内容

協定の概要については、別紙「美唄市と日本郵便株式会社美唄市内郵便局との地方創生に関する包括連携協定調印式の概要」のとおり

美唄市と日本郵便株式会社美唄市内郵便局との 地方創生に関する包括連携協定調印式の概要

1 とき

平成 30 年 5 月 30 日(水) 午前 11 時 00 分

2 ところ

美唄市役所 2 階 市長会議室

3 協定者(出席者)

《日本郵便株式会社美唄市内郵便局》

美唄郵便局長	成 田 芳 明	様
峰延郵便局長	幸 島 英 文	様
茶志内郵便局長	大 川 貴 司	様
南美唄郵便局長	袖 村 大三郎	様
美唄東一条北郵便局長	赤 山 巖	様
東明郵便局長	松 本 敏 光	様

《美唄市》

市長	高 橋 幹 夫
副市長	藤 井 英 昭
教育長	星 野 恒 徳
総務部長	中 平 匡 司
総務部総合戦略室長	福 地 英 敏
市民部長	松 田 公 史
保健福祉部長	平 泉 宮 子
経済部長	市 川 厚 記
都市整備部長	西 尾 正
教育部長	森 川 治

4 協定の目的

地方創生の推進に関し、積極的な連携及び協力を行うことにより、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

5 協定による連携事項

- (1) 高齢者等の見守りに関すること
- (2) 道路損傷等の情報提供に関すること
- (3) 公共用地における不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること
- (4) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (5) 地域経済の活性化に関すること
- (6) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (7) その他地方創生の推進、住民サービス向上に関すること

6 協定の有効期間

本協定の締結の日(平成 30 年 5 月 30 日)から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
ただし、互いに意思表示がないときは、更に 1 年間延長し、以後同様とする。